

秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例案について

環境整備課

1 改正理由

秋田県環境保全センターの拡充に伴い、産業廃棄物の処理に要する費用の適正な負担を確保するため、同センターの使用料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

秋田県環境保全センターの使用料の額を次のとおり引き上げることとする。
(別表関係)

(50kgにつき)

区 分	改正前	改正後
燃え殻及び無機性の汚泥	630円	720円
有機性の汚泥（含水率が80%以下のものに限る。）	630円	710円
有機性の汚泥（含水率が80%を超えるものに限る。）	960円	1,090円
廃プラスチック類及びゴムくず	1,850円	2,110円
廃発泡スチロール	4,910円	5,600円
紙くず及び繊維くず	1,300円	1,490円
木くず	1,510円	1,720円
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	540円	620円
コンクリートくず、鉋さい、がれき類及びダスト類	530円	610円
廃石膏 ^{こう} ボード	960円	1,090円
廃石綿等（特別管理産業廃棄物に限る。）	460円	520円

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和2年10月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表（第四条関係）		別表（第四条関係）	
区 分	使用料の額（五十キログラムにつき）	区 分	使用料の額（五十キログラムにつき）
一 燃え殻及び無機性の汚泥	七二〇円	一 燃え殻及び無機性の汚泥	六三〇円
二 有機性の汚泥（含水率が八十パーセント以下のものに限る。）	七一〇円	二 有機性の汚泥（含水率が八十パーセント以下のものに限る。）	六三〇円
三 有機性の汚泥（含水率が八十パーセントを超えるものに限る。）	一、〇九〇円	三 有機性の汚泥（含水率が八十パーセントを超えるものに限る。）	九六〇円
四 廃プラスチック類及びゴムくず	二、一一〇円	四 廃プラスチック類及びゴムくず	一、八五〇円
五 廃発泡スチロール	五、六〇〇円	五 廃発泡スチロール	四、九一〇円
六 紙くず及び繊維くず	一、四九〇円	六 紙くず及び繊維くず	一、三〇〇円
七 木くず	一、七二〇円	七 木くず	一、五一〇円
八 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	六二〇円	八 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	五四〇円
九 コンクリートくず、鉱さい、がれき類及びダスト類	六一〇円	九 コンクリートくず、鉱さい、がれき類及びダスト類	五三〇円
十 廃石膏ボード	一、〇九〇円	十 廃石膏ボード	九六〇円
十一 廃石綿等（特別管理産業廃棄物に限る）	五二〇円	十一 廃石綿等（特別管理産業廃棄物に限る）	四六〇円

備考
略

る。
)

備考
略

る。
)